

令和2年度 共生社会に関するアンケート集計結果報告

1 実施目的

福井県では、「障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」に基づき、様々な施策を実施し、共生社会の実現を目指しています。

今般、さらなる施策の充実、強化、推進のため、県民への条例、施策の浸透状況およびご意見等についてのアンケートを実施しました。

2 アンケート実施概要

実施期間：令和2年8月3日（月）～令和2年9月17日（木）

調査対象者：県内福祉施設、事業所、バリアフリー表示企業等法人および一般県民

調査方法：郵送による書面アンケート、ウェブ

回答人数：456名

3 集計結果

I 回答者の属性

年代	人数(人)	比率(%)
10代以下	5	1.1
20代～40代	232	50.9
50代～60代	177	38.8
70代以上	33	7.2
無回答	9	2.0
計	456	100.0

回答者の年代については、20代～40代が232人（50.9%）と最も多く、次いで50代～60代が177人（38.8%）、70台以上は33人、10代以下は5人でした。

性別	人数(人)	比率(%)
男	185	40.6
女	259	56.8
その他	0	0.0
無回答	12	2.6
計	456	100.0

回答者の性別については、男性が185人（40.6%）、女性が259人（56.8%）でした。

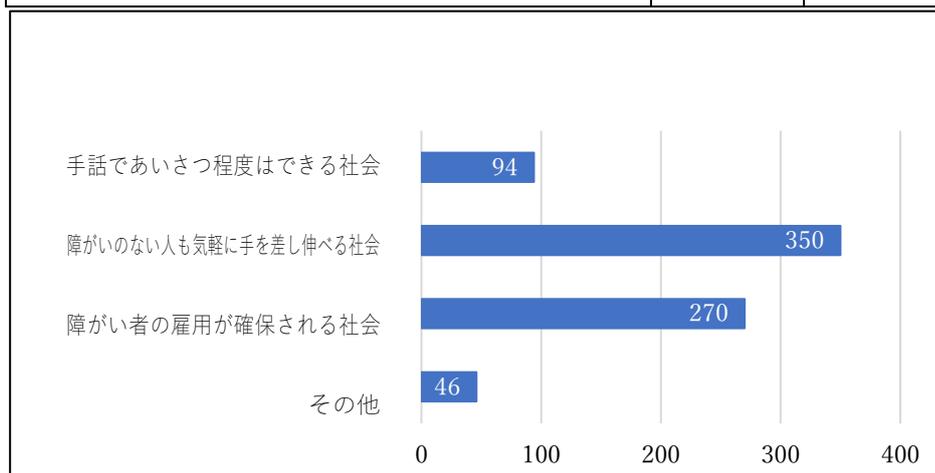
障がい者との関係	人数(人)	比率(%)
本人	81	17.8
施設職員・家族	288	63.1
その他	67	14.7
無回答	20	4.4
計	456	100.0

回答者における障がい者との関係は、施設職員または家族が288人（63.1%）と最も多く、次いで本人が81人（17.8%）その他は67人（14.7%）でした。

Ⅱ 各設問集計結果

問1 「共生社会」についてのイメージを教えてください。(複数回答可)

選択肢	人数(人)	比率(%)
手話であいさつ程度はできる社会	94	12.4
障がいのない人も気軽に手を差し伸べる社会	350	46.0
障がい者の雇用が確保される社会	270	35.5
その他	46	6.1
計	760	100.0



共生社会のイメージについては、「障がいのない人も気軽に手を差し伸べる社会」が350人(46.0%)と最も多く、次いで「障がい者の雇用が確保される社会」が270人(35.5%)、「手話であいさつ程度はできる社会」が94人(12.4%)でした。

その他の意見としては、「障がい者が楽しめる社会」「障がいの有無にかかわらず色々な機会が均等にあたえられる社会」「お互いに気を使いすぎなくて良い、自然体で生活できると良い」「人権侵害、障がいのある方への差別発言、障がいを理由にした陰口を叩かれなような社会」などがありました。

問2 バリアフリー表示証制度を知っていますか

① バリアフリー表示という制度を知っていますか

選択肢	人数(人)	比率(%)
知っている	337	73.9
知らない	115	25.2
無回答	4	0.9
計	456	100.0

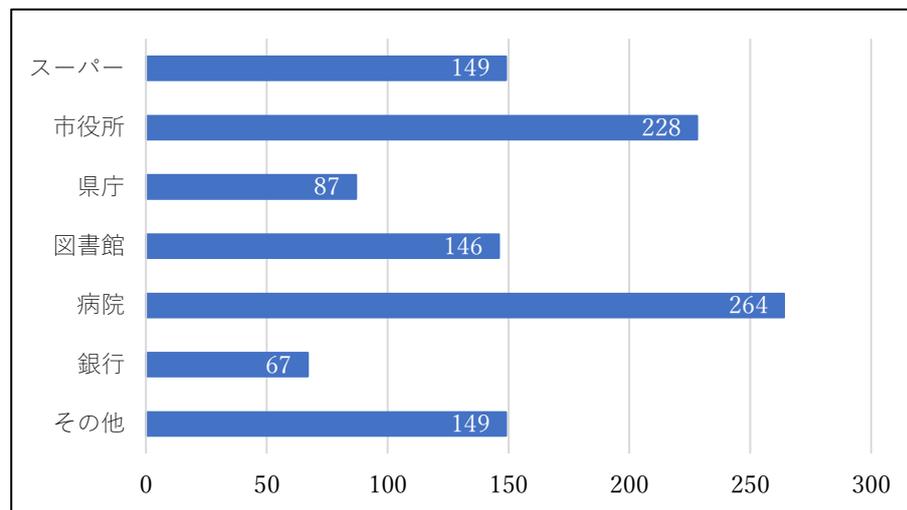
制度の名称については、「知っている」が337人(73.9%)と「知らない」の115人(25.2%)を上回っていました。

② 右のマークを見たことがありますか



選択肢	人数（人）	比率（%）
ある	362	79.4
ない	48	10.5
無回答	46	10.1
計	456	100.0

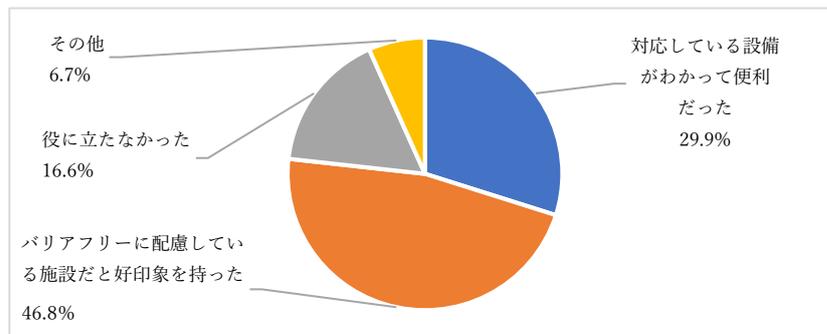
③ どこで見かけましたか（複数回答可） ※②で「ある」と回答した者



バリアフリー表示証をみたことがある場所は、「病院」が最も多く、次いで市役所（町役場）、「スーパー」、「図書館」でした。

④ このマークが役に立ちましたか。（複数回答可） ※②で「ある」と回答した者

選択肢	人数（人）	比率（%）
対応している設備がわかって便利だった	157	29.9
バリアフリーに配慮している施設だと好印象を持った	246	46.8
役に立たなかった	87	16.6
その他	35	6.7
計	525	100.0



バリアフリー表示証については、掲示している施設に対し、「バリアフリーに配慮している施設だと好印象を持った」という回答が最も多く、246人（46.8%）。次いで、「対応している設備がわかって便利だった」が157人（29.9%）でした。

「役に立たなかった」という回答は、87人（16.6%）。その他の意見としては、「車いすの方をトイレに案内するのに役立った」、「目にしていても意識して見ていなかった」「目立たないので、もう少し目立つようにした方がよい」等の意見がありました。

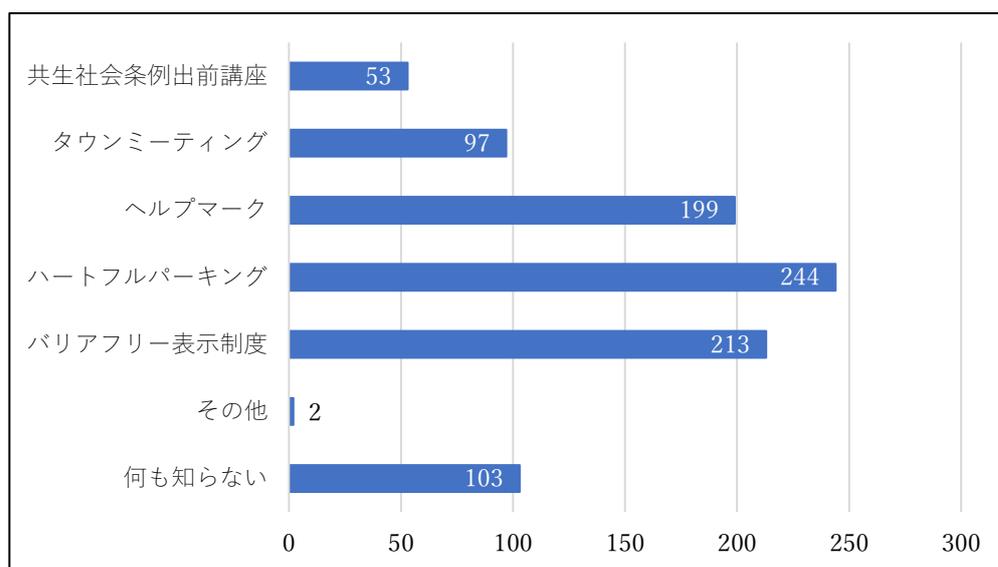
問3 共生社会条例を知っていますか

選択肢	人数（人）	比率（%）
知っている	167	36.6
知らない	276	60.5
無回答	13	2.9
計	456	100.0

共生社会条例については、「知らない」が276人（60.5%）と、「知っている」の167人（36.6%）を大きく上回っていた。条例としては認知度がまだ低く、今後も条例の理念や関連施策の広報、周知・啓発に力を入れる必要があります。

問4 県の取組について知っていますか。

① 次のような県の取り組みを知っていますか（複数回答可）



県の施策で認知度が最も高かったのは、「ハートフルパーキング」、次いで「バリアフリー表示制度」、「ヘルプマーク」でした。「何も知らない」が103人と一定程度いることから、より、施策の広報、周知・啓発に力を入れる必要があります。

問4 ②県の取り組みに関してご意見があれば記載ください（自由記述）

問5 共生社会を推進するためには何が必要だと思いますか（自由記述）

県や市が取り組むとよいと思うことや、県民自身も取り組んだ方がよいと思うことについてお聞かせください。

<主な意見>

【広報・周知の方法】

- 社会参加や差別を解消し、支え合える地域を目指して取り組んでおり、少しずつ体制が整備されていると実感している。
- 既存の取り組みと新しい取り組みで何が違うのかを明確にした方がわかりやすい。
- ラジオやメディアを通じて発信するとよい。
- 一般的にはまだまだ障がいへの理解度は低く、健常者にとっては他人事のような社会だと感じる。障がいについてもっと世の中に広めていってほしい。

【交流・学習の場の提供】

- 健常児者と障がい児者を分けることなく交流する機会を設けてほしい。
- スポーツ大会、レクレーションの充実を希望。子どもも大人も参加可能)
- 障がいのある方の話を実際に聞ける機会をたくさん作っていくといい。さまざまな障がいがあっても工夫しながら、周囲の協力を得ながら暮らしていることを伝えていく機会を作る。
- 小さい子への教育として保育所や学校でわかりやすくヘルプマークやバリアフリー表示をはじめ、困っている人を手助けできるような指導学習を取り入れてほしい。

【研修・人材育成】

- 「障がい」について正しい知識をつけること、そして障がい者自身もそれを発信していくこと。相互理解がなければ共生とは言えないと思う。
- 障がいにも、身体・精神・発達などいろいろあり、健常な方と何も変わらず十人十色でそれぞれに個性がある方ばかりなので、それを理解する場が必要
- 障がい者福祉施設も自分たちの取り組みを動画で発信していくと良いと思う。
- 介助を行っている人が専門的な知識を学べる機会を増やし、介助する人のスキルを高め、障がいのある人に手を差し伸べることを容易にしていくことが必要

【その他】

- 防災・避難場所などがわかる資料が欲しい。
- 障がい者といえば、まず身体的障がい者を連想しバリアフリー化等を行うが、実際には知的・精神障がい者も多く存在し、その方達が社会参加しやすい施策がもっと必要

県の事業について、より周知を行う必要があるとの意見が多く寄せられました。

県では、出前講座等を実施し、障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例について広報啓発を実施してきました。

令和3年度は、手話を活用した「共生社会」の啓発動画を作成・配信したり、バスラッピング等による啓発活動を行ったりするなど、さらなる普及啓発策に力を入れ、取り組んでまいります。今後も皆様の御意見を取り入れながら、メディアやSNS等での発信も含め、効

果的な啓発活動を実施してまいります。

また、交流、学習の場の提供については、教育部局、スポーツ部局、市町等関係機関に御意見を伝え、健常者と障がい児者の交流や意見交換の機会の充実、学習の場の提供等についても、協力して検討を行ってまいります。

研修、人材育成については、事業所や、市町等関係機関に御意見を伝え、障がいへの理解促進や専門的な知識向上のための研修の充実や施設での動画の活用などについても、検討を行ってまいります。

その他について、避難場所等については、各市町のHP等で紹介していますが、災害時の障がい者への支援に関するパンフレットを作成し、各市町に配布しておりますので、よろしければご活用ください。

知的・精神障がいのある方の社会参加についても、現在、様々な施策を行っているところではありますが、市町担当課へもご意見を伝え、連携しながら施策を検討してまいります。

問6 障がいを理由とする差別や合理的配慮について（自由記述）

過去に体験したり、見かけたりした障がいを持った方への「思いやりのある行動」や障がいを理由とした差別等についてお聞かせください。

<主な意見>

【思いやりのある行動】

- 公共交通機関利用時、席を譲ってくれた。信号待ちをしていた時、小学生の子供が声をかけてくれた。
- 車から降りた際に自転車に乗った2人の女子中学生がさっと寄ってきて入口まで案内してくれた。
- 駅のホームで白杖を持った人が点字ブロックの外を歩いていたため、声をかけて点字ブロックの内側に案内している人を見かけた。
- 横断歩道で信号待ちをしている目の不自由な方に後から来た方が声掛けをし、信号の押しボタンを押してあげていた。
- コロナ感染拡大の影響もあるが、マスクを外すことができない状況が増えている中で、聴覚障がい児、者に対して、様々な視覚的（手話、ジェスチャー、文字、絵カードや実物の提示など）な配慮で対応してくれる店や行政、福祉サービス機関が増えたような気がする。それが「あたりまえ」のこととして広がってほしいと思う。

【障がいを理由とした差別】

- 知的障がい、高齢者というだけで、銭湯の使用を断られた。
- 目の不自由な方が、「盲導犬を連れてだと店に入れない」と拒否されているのを見かけたが、どうにか出来ないかなと思う。
- ヘルプマークを持っている友人が、優先席に座っている時に知らない人が舌打ちして通り過ぎていった。
- 見た目では判別できない障がい（発達障がい等）については、親のしつけなどの問題にされやすい。

- 病院などにある車いすスペースに平気で車をとめる業者や県民がいる。何のために車いすスペースがあるか考えるべきだと思う。

銭湯の使用や盲導犬の来店については、事業者側の理解、合理的配慮が求められるものです。

「盲導犬」をはじめとする「介助犬」、「聴導犬」などの身体障害者補助犬は、身体障害者補助犬法に基づき認定されており、公共施設、公共交通機関（電車、バス、タクシー）、商業施設、飲食店、病院、ホテル等では、補助犬の受け入れが義務化されています。

県では、今後も「障がいのある方への合理的配慮」、「補助犬」の受け入れ、「車いす駐車場（ハートフルパーキング）」、「ヘルプマーク」等の理解促進について、関係機関および県民への周知啓発を行ってまいります。